

## 第2期横須賀子ども未来プランの進行管理（点検・評価）について

### 1. 進行管理の位置づけ

- (1) 第2期横須賀子ども未来プラン（第5章 プランの達成状況の点検及び評価（135ページ））

#### 2. プランの進捗状況の把握

プランの進捗状況については、こども育成部を中心に事業を評価する体制を確立し、児童福祉審議会に評価結果を報告して、着実な進行管理を行います。毎年の評価結果をホームページで公表するなど市民への情報提供を定期的に行います。

プランに定めた量の見込み（目標事業量）と、実際の状況に乖離がある場合は、児童福祉審議会における審議を通じて対応策を検討し、柔軟に見直しを行います。

- (2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府告示第159号 平成26年7月2日告示）

#### 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

##### 六 その他

#### 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の又は四の2の（一）により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

### (3) 次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

#### 第8条

- 6 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、おおむね一年に一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 市町村は、市町村行動計画を策定したときは、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 2. 進行管理の対象と考え方

基本的には、「第2期横須賀子ども未来プラン」全体を進行管理の対象とするが、次のように分類し、点検・評価を進める。

### (1) 各事業（施策）の進捗状況 ⇒ アウトプット

毎年度の進行管理として、各施策の計画と進捗状況の乖離の有無や、乖離の理由、その後の進め方などを検討する。

#### ① 子ども・子育て支援事業計画関係

- ア. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策（103ページ～109ページ）
- イ. 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（110ページ～122ページ）
- ウ. その他（認定こども園、学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策、学校教育・保育と小学校との連携、児童虐待対策及び社会的養護体制の充実等）（123ページ～134ページ）

#### ② 次世代育成支援対策推進法（青少年施策含む）・子どもの貧困対策推進法関係

- ア. 具体的な施策（53ページ～96ページ）

### (2) 計画全体の成果 ⇒ アウトカム

計画の最終年度の進行管理として、計画全体の成果についても整理、検討する。なお、次期プラン策定のため、ニーズ調査等を行う必要があると考えているが、その結果についても計画全体の成果の指標とする。

- ① 人口の推移（3ページ～5ページ）
- ② 少子化の現状（6ページ～10ページ）
- ③ 子どもと青少年を取り巻く現状（11ページ～32ページ）
- ④ 現在の事業の内容と利用状況（33ページ～45ページ）
- ⑤ 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性
- ⑥ ニーズ調査結果等から求められる姿（具体的施策の各大柱に記載の内容）

### 3. 進行管理のスケジュール

- (1) 7月21日 子ども・子育て分科会で進行管理に関する審議  
審議後、進捗状況の公表（ホームページ）
- (2) 7～8月 進捗状況を神奈川県へ報告
- (3) 10～2月 子ども・子育て分科会で各年度の速報値等に関する審議

### 4. 中間年における計画の見直しについて

内閣府より令和4年3月18日付け事務連絡で「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」が発出され、計画の見直しを行うための参考となる考え方が示された。

具体的には、令和3年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの「実績値」が、市町村計画における「量の見込み」と10%以上の乖離がある場合は原則として見直しが必要としている。

一方で、同事務連絡では、「新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績（今後のニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施していただきたい」としている。

横須賀子ども未来プランにおける令和3年4月1日時点の「実績値」と「量の見込み」については、一部10%以上の乖離がみられる。（「3号のうち0歳（ $\Delta 15.1\%$ ）」及び、「2号のうち保育利用（ $+12.4\%$ ）」）

ただし、以下の理由から、見直しは令和5年度以降に見送ることとする。

- ①「3号のうち0歳（ $\Delta 15.1\%$ ）」については、特に新型コロナウイルス感染症の影響が考えられること
- ②「2号のうち保育利用（ $+12.4\%$ ）」については、待機児童が発生していないこと
- ③その他は計画値から大きく乖離していないこと
- ④新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、その影響度を推し図ることが困難なこと

## 第2期横須賀子ども未来プラン」の構成

第1章 横須賀子ども未来プランについて

第2章 横須賀市の子どもや子育て家庭等を取り巻く状況

第3章 子ども・子育て支援に関する視点とプランの方向性

第4章 具体的な施策

1. 施策体系

2. 施策

3. 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

} 次世代育成支援対策推進法 及び  
子どもの貧困対策の推進に関する法律  
に基づく施策  
(資料3~4)

} 子ども・子育て支援法に基づく施策  
(資料5~8)

第5章 プランの達成状況の点検及び評価